

容器の所有について

容器の所有する者または容器の管理業務を受託した者は、容器に現在の所有者、または容器の管理業務を受託した者を示す表記をしなければならない。（保安法46～47条）

表記の内容は氏名又は名称、住所及び電話番号である。（容器規則10条1項3号）

- ・ L P 容器の場合は塗料又ははがれるおそれのないシールにより行う。（基本通達）

- ・ L P 容器以外の場合は、容器の厚肉部分の見やすい箇所に表示を打刻して行う。（基本通達）

[除外]

このきまりから例外として扱われる容器は「くず化し、その他容器として使用することができないよう処分したもの」（保安法47条　但し書き）となっており、再び高圧ガス容器として利用可能な場合には、必ず行わなければならない。

また、例外となる対象者としては「当該容器を譲渡するがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者」（容器規則10条1項前文但し書き）となっており、たとえ「譲渡するがあらかじめ明らかな場合」であっても、仲介や転売のために在庫して所有する場合にはこの例外対象ではない、すなわち当該容器の所有者として、「遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない」（保安法47条）と定められている。

[罰則]

以上の基準を満たさない容器を所有したものに対して、最高六月の懲役と五十万円の罰金が併科され、しかも違反者の雇用者または所属組織に対して、さに同額の罰金が科せられる。（保安法81条4の8、同84条）

所有者以外の表記

冒頭の容器に対する表記義務において、これを履行せず、ましてや実際の所有者以外の所有と誤らせる（例えば前所有者などを指す）表記がなされている場合は、「何人も、前項に規定する場合のほか、容器に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。」（保安法47条2項）とされる規制に違反していると取り締まられる（第八十二条第一項により最高五十万円の罰金）ほか、なお「虚偽の刻印若しくは表示をした者」として最高六月の懲役と五十万円の罰金が併科され、しかも違反者の雇用者または所属組織に対して、さらに最高五十万円の罰金が科せられる。（保安法81条4の8、同84条）

その他の方法

容器への打刻が適当でない場合は、「他の薄板に打刻したものを取りないように容器の肩部その他見やすい箇所に溶接（製造に係る熱処理をする以前にするものに限る。）をし、はんだ付けし、又はろう付けしたもの」で代用が可能である。また、住所、氏名、電話番号を打刻により、すべての容器の肩部に刻印するという行為は現実的ではないとも考えられるため、告示により「高圧ガス保安協会に氏名等を登録した者」が、協会が付与した記号及び番号を当該容器の厚肉部分の見やすい箇所へ打刻する」方法が表示等の細目として定められている。